

声 明

静岡掲示物不当撤去行政訴訟完全勝利！

最高裁判所は9月12日、会社が上告受理申し立てを行った平成29年（行ヒ）第253号事件について、上告審として受理しないと決定しました。会社が組合掲示物を撤去したことは、不当労働行であると最終的な判断が下されたのです。私たちの完全大勝利です。

この事件は、ボーナスカットは60歳以降の雇用にも関わる攻撃であり、その攻撃を明らかにするために静岡地本が発行した情報『JR東海労静岡』No.15（2013年2月10日発行）を会社が不当にも掲示板から撤去したため、同年6月11日静岡県労働委員会に不当労働行為救済を求め申し立てた案件です。静岡県労働委員会は2014年8月28日、私たちの主張を認め、不当労働行為を認定し救済命令を出しました。しかし会社は2015年10月8日、命令を不服として、中央労働委員会への再審査申し立てを行わず、静岡県を相手取り、静岡地方裁判所に労働委員会命令の取り消しを求め提訴しました。JR東海労は、補助参加人として裁判に参画してきました。静岡地方裁判所は2016年1月28日、会社の主張をおおむね認める不当判決を言い渡しました。静岡県は、判決を不服として東京高等裁判所に控訴し、2017年3月9日、私たち（静岡県とJR東海労）の主張を支持した逆転勝利判決を勝ち取りました。会社は、控訴審判決を不服とし最高裁判所に上告受理申し立てを行いました。最高裁判所は、上告審として受理しないと決定しました。

これにより、静岡県労働委員会の命令どおり、苦情処理の内容を記載した組合掲示物を掲出しても、管理者との軋轢は生じず、職場規律も乱れず、組合が不当な差別と受け止めて抗議するのは当然で、『JR東海労静岡』No.15の掲出は正当な組合活動であると認められたのです。会社の撤去行為は「反組合的行為の意思」であり、苦情処理会議において非違行為の詳細（発生日時、場所等）が具体的に明らかにされない中では、苦情処理会議の委員や関係者に対する萎縮効果の程度が大きいとはいえないのです。また、国鉄時代からの苦情処理会議制度は会社により形骸化されていることが満天下に明らかにされたのです。

この勝利は、ボーナスカットによる差別を許さないという強い決意のもと、多くの打ち合わせや傍聴、会社が苦情処理会議を形骸化している実態の証拠書類の収集等を全地本が連帯し取り組んできた結果であります。

この間の、全地本・組合員のご協力に感謝申し上げ、今後も会社による組織破壊攻撃には断固として闘っていく決意を明らかにし、勝利に対する声明とします。

2017年9月14日

JR東海労働組合中央本部

JR東海労働組合静岡地方本部